

議案第27号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年3月8日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和39年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、<u>次の表</u>のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">三朝町財産区特別会計</td> <td>財産区</td> </tr> <tr> <td>三朝町下水道事業特別会計</td> <td>下水道事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、<u>次の表の左欄</u>に掲げる特別</p>	略		三朝町財産区特別会計	財産区	三朝町下水道事業特別会計	下水道事業	略		<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため<u>次表</u>のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">三朝町財産区特別会計</td> <td>財産区</td> </tr> <tr> <td>三朝町老人保健特別会計</td> <td>老人保健医療給付事業</td> </tr> <tr> <td>三朝町下水道事業特別会計</td> <td>下水道事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、<u>次表左欄</u>に掲げる特別会計</p>	略		三朝町財産区特別会計	財産区	三朝町老人保健特別会計	老人保健医療給付事業	三朝町下水道事業特別会計	下水道事業	略	
略																			
三朝町財産区特別会計	財産区																		
三朝町下水道事業特別会計	下水道事業																		
略																			
略																			
三朝町財産区特別会計	財産区																		
三朝町老人保健特別会計	老人保健医療給付事業																		
三朝町下水道事業特別会計	下水道事業																		
略																			

会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。

略		
三朝町財産区特別会計	財産区財産より生ずる生産物、使用料その他諸収入金	財産区財産の維持管理費、一時借入金の利子、造林事業（新植、補植、保育、作業道の設置並びに補修）その他の諸支出金
三朝町下水道事業特別会計	下水道使用料、下水道事業収入、国県支出金、一般会計繰入金、負担金、町債その他の諸収入金	下水道管理費並びに下水道事業費、借入金の償還金及び利子その他諸支出金
略		

ごとに、中欄に掲げる収入をもって歳入とし、右欄に掲げる支出をもって歳出とする。

略		
三朝町財産区特別会計	財産区財産より生ずる生産物、使用料その他諸収入金	財産区財産の維持管理費、一時借入金の利子、造林事業（新植、補植、保育、作業道の設置並びに補修）その他の諸支出金
三朝町老人保健特別会計	社会保険診療報酬支払基金交付金、国県支出金、一般会計繰入金、その他諸収入金	老人保健の事業費その他諸支出金
三朝町下水道事業特別会計	下水道使用料、下水道事業収入、国県支出金、一般会計繰入金、負担金、町債その他の諸収入金	下水道管理費並びに下水道事業費、借入金の償還金及び利子その他諸支出金
略		

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の三朝町特別会計設置条例の規定による三朝町老人保健特別会計の平成22年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。